

静岡県告示第222号の2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び当該判定の業務の開始の日を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第10条の規定により、次のとおり定め告示する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定の業務の委任

1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした判定の業務

法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

令和7年4月1日

附 則

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定の業務の委任（平成29年静岡県告示第180号）は、令和7年3月31日限り廃止する。